

Title	事業承継時における知的財産権関連紛争の研究
Author(s)	稻塚, 龍一; 長谷川, 光一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 488-491
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="https://hdl.handle.net/10119/20134">https://hdl.handle.net/10119/20134</a>
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



## 事業承継時における知的財産権関連紛争の研究

○稻塚龍一、長谷川光一（大阪工大）

m1m24p04@st.oit.ac.jp

### 1. 中小企業の事業承継の現状と知的財産の課題

わが国の中小企業は経営者の高齢化という問題に直面している。2024年には経営者の平均年齢が60.7歳に達している（帝国DB,2025）。一方で、後継者が見つからないことなどの理由によりこれら中小企業の休廃業・解散件数が増加傾向にある。2024年にはその件数が約7万件に迫った（東京商工リサーチ,2025）。

これまでの事業承継に関する研究は経営権の承継・所有承継（株式・資産の承継）・後継者教育といった視点が中心であった。その後、経営理念や企业文化といった見えざる資産に注目した研究がみられる（堀越, 2014; 2015）。一方で、知的財産権も重要な無形資産であるにもかかわらず、特許庁の調査報告書（特許庁, 2021）によれば「知財を切り口とした事業承継の課題やその対処手法を体系的かつ具体的に取りまとめられたことは無く」、知的財産の承継に関する体系的な研究や実務的な指針は十分に整備されてこなかった。

実際、わが国の特許活動は大企業によって主導されている。2024年の特許出願件数において、大企業が全体の約84%を占め、中小企業は16%にとどまっている（特許行政年次報告書, 2025）。もっとも、日本企業全体の99.7%を中小企業が占めるという事実を踏まえると、全体出願の16%を担っているという点は決して小さな比率ではない（特許庁, 2025）。中小企業においても特許活動が一定程度行われており、知的財産は重要な経営資源であると位置付けられる。

特に、特許権の帰属にも事業承継上の課題が潜伏している。原則として、特許の権利者は実際に発明した技術者等となるが、職務発明に該当するため特許は企業帰属となる。しかし、職務発明規定が無かったり家族経営だったりする企業において生まれた発明は、その権利帰属が発明者本人になる。すなわち経営者以外が権利保持をしていることがあり得る。このような状況では、事業承継時に経営権や資産に加えて知的財産の取り扱いが問題となるであろう。

本稿では、このような問題意識から、事業承継時における知的財産権の問題について分析した

結果を報告する。

### 2. 調査・分析方法

本研究では、事業承継時における知的財産権関連紛争の規模と構造を体系的に把握するため、裁判例データベースを用いた分析を行った。裁判所が公式に提供する「裁判例検索システム」を使用した。知的財産権に関する紛争の全体像を明らかにするため、データベースに収録されている全ての裁判例を分析対象とし、2025年8月31日までのデータを検索した。以下、検索結果について簡潔に記す。初めに事業承継に関する法的紛争の全体像を捉えるため、「事業承継」をキーワードとして全文検索を行った結果、64件の裁判例が抽出された。これらの裁判例を一件ずつ精査したところ、知的財産権以外の紛争、具体的には租税関連の問題やその他民事事件の内容が35件見つかった。これらは後述する分析対象から除外した。

知的財産権関連紛争に関する29件について、その争点に基づき分類を行った。分類に当たっては訴訟の形式的な権利種別が不正競争防止法であっても、実質的に商標、商号、周知表示といった営業上の表示の承継が問題となっている事案は「商標関連紛争」に含めて集計した。その結果、商標関連紛争が20件と突出して多く、次いで特許権が3件、意匠権、実用新案権は該当する事例が見当たらなかった。

集計結果から、事業承継においては特に商標権が紛争の主要な対象となると推測される。そこで、紛争の具体的な構造をより深く分析するため、キーワードを組み合わせた追加検索を行った。具体的には、「事業承継」と「商標権」を組み合わせてデータベースを検索したところ22件が該当し、そのうち20件が初期分析で抽出した事案と一致し、追加で2件の事例が抽出された。同様に、「事業承継」と「特許権」での全文検索では5件が該当し、うち3件が特許権を主要な争点とする事案であった。残りの2件は、特許権が他の資産と共に包括的に扱われる事業譲渡契約に関するものであった。

事業承継の中でも特に親族内承継で問題となりやすい相続の観点から分析を深めるため、「相

続」と「商標権」および「特許権」をそれぞれ組み合わせた全文検索も実施した。これにより、個人名義の知的財産権が相続される際の法的な課題や、相続人間での権利帰属を巡る争いの実態把握を試みた。

収集したデータの分析にあたっては、裁判例の動向を時系列で把握するため、紛争状態を時系列で整理可能な可視化プログラムを開発し、これを使用した。

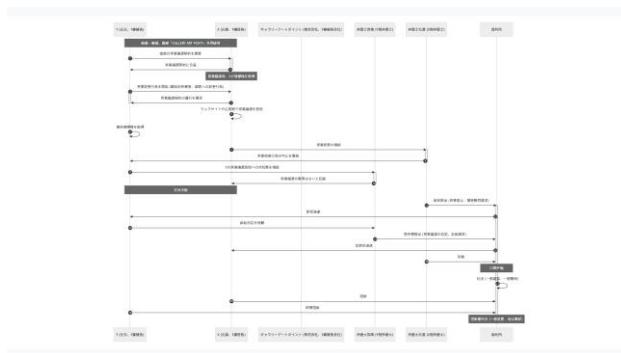


図 1：裁判例 PDF を基に作成したシーケンス図の例（出典：筆者作成）

### 3. 分析結果

### 3.1. 事業承継紛争の全体構造

「事業承継」による全文検索で抽出された 64 件の裁判例を類型別に分析した結果、知的財産関連が 29 件（約 45.3%）と最も多く、租税関連の割合（22 件、約 34.4%）を上回っていた。このことは、事業承継において知的財産権の取り扱いが伝統的な課題である税務問題と同等以上に重要な法的論点となっていることを示唆している。裁判所別の分布では、知的財産高等裁判所が 16 件、東京地方裁判所が 20 件、大阪地方裁判所が 17 件と、知的財産専門の裁判所と大都市圏の裁判所に集中していた。これは、事業承継における知的財産権問題が高度な専門性を要すること、また、事業承継案件自体が大都市圏に多いことの反映と考えられる。紛争の傾向を時系列でみると、平成 20 年代（2008 年）以降から裁判例数が明確な増加傾向にあることが確認された。この時期は、中小企業の事業承継問題が社会的な関心事となつた時期と一致しており、各種支援策の拡充に伴つて法的紛争が増加している可能性が示唆される。

### 3.2. 商標権承継における紛争類型

事業承継の過渡期や事業の混乱期に乗じて、元役員・親族・取引先あるいは元販売代理店などが、長年使用してきた周知な商標を自己名義で出願し、権利化を図るケースが複数見られた。典型的な例が知財高裁令和5年(行ケ)第10087号審

決取消請求事件である。本件では、歯科業界で長年「三金」の名称で事業を行い高い知名度を有していた企業の事業を一部承継した会社が、「三金工業」という商標を登録した。裁判所は、「三金」部分の周知性を認め、需要者に混同を生じさせるおそれがあるとして、商標登録の一部を無効と判断した。これは、たとえ会社名が変わっても、旧社名が持つブランドの知名度（周知性）は法的に保護され、第三者による安易な登録は許されないことを示している。

ただし、第三者による出願が必ずしも不正とは限らない。知財高裁令和6年(行ケ)第10079号審決取消請求事件では、米国自転車ブランドの日本での独占販売代理店だった原告が、米国本社の破産後に、全くの第三者である本田技研工業が保有していた「LEADER」商標を正当に譲り受けた。米国本社の事業承継者を名乗る被告はこれを「事業の乗っ取り」であり公序良俗に反すると主張したが、裁判所は、元々米国本社に日本の商標権がなかったこと、契約終了後の元代理店に商標取得を控える義務はないことなどを理由に、原告の権利取得を正当と認め、公序良俗違反を否定した。

このように権利行使が「権利の濫用」にあたるか否かは、当事者間の関係性や合意の有無に大きく左右される。大阪地裁 令和4年(ワ)第4903号商標権侵害差止等請求事件では、原告が知人（元葬儀会館経営者）の「いいんじゃないですか」という口頭での許諾を根拠に「久宝殿」を商標登録し、同地で事業を引き継いだ被告を訴えた裁判例である。裁判所は、元経営者の許諾があった以上、原告の権利取得に不正な目的はなく、権利濫用には当たらないと判断した。同様に、知財高裁 令和6年(行ケ)第10078号 審決取消請求事件では、被告が商標登録を行ったが、裁判所は、被告が訴外会社の事業の実質的な後継店であること、および旧事業体が既に解散していることから、被告の使用によって他人の業務に係る役務と混同を生ずるおそれないと判断した。これらの事例は、第三者による商標出願の有効性を判断する上で、元の事業者による「許諾」や「合意」の有無や承継者と旧事業体との関係性が極めて重要な要素となることを示している。

商標権の承継に関する限りして、事業譲渡契約には、ブランド価値の承継と一体のものとして、譲渡人の競業避免義務が内包されていると解される場合がある。知財高裁 平成 22 年(ネ)第 10060 号、同第 10075 号では、多額の負債を抱えた会社が、その唯一の事業と商標権を 3 億円で譲渡した。その後、旧代表者が競業行為や誹謗中傷を行ったことに対し、裁判所は、事業譲渡契約の趣旨から黙示的な競業避免特約があったと認定し、差止めを

命じた。これは、商標権を含む事業の「のれん」を譲渡した者は、その価値を毀損する行為を差し控える義務を負うことを示すという判断が行われたことを意味する。

### 3.3. 特許権承継における実務上の課題

ここでは特許権の事業承継に関する紛争事例を概観する。特許権は技術内容の理解が複雑であり、権利の帰属や移転プロセスに不備が生じやすいため、紛争に発展しやすいと考えられる。特に創業者経営者に多いのが、発明が会社のもの（職務発明）か、個人のものかの区別が曖昧なケースである。平成26年(ワ)第20279号 通常実施権確認請求事件では、会社の創業者A氏が、株式譲渡後に「会長」として会社に残り、経営補佐業務を行う中で発明を完成させ、個人名義で特許出願した。会社を吸収合併した原告は、これが職務発明であると主張した。裁判所は、A氏が会長として顧客への技術アピール等の業務を担っており、発明がその業務範囲内で行われたとして職務発明と認定し、会社（原告）の通常実施権を認めた。事業承継後も創業者が関与する場合、その職務範囲と発明の関連性を明確にしておかなければ、権利帰属を巡る紛争が生じることを示唆している。

また、経営危機や複雑なM&Aの過程で、特許権の移転手続きが杜撰になり、紛争の原因となることがある。大阪地裁 平成22年(ワ)第5063号 特許権移転登録手続請求事件では、倒産危機に瀕したマルミ社が、差押えを免れるため、取引先の日清社に特許を受ける権利を移転し、さらに事業承継目的で設立された転生社（被告）へ再移転した。後にマルミ社は、対価の支払いがないことなどから移転は無効だと主張したが、裁判所は、事業継続という当時の代表者の「真意」と事業の実態を重視し、一連の移転を有効と判断した。

さらに、大企業間の事業統合においても、知的財産の取り扱いを巡る契約解釈が争点となる。東京地裁 平成20年(ワ)第23879号 所有权確認等請求事件は、複数の企業が製鉄プラント事業を統合して合弁会社（プランテック社）を設立した際に、住友重機械工業が提供した特許権等の返還を求めた事案である。住友側は、合弁会社の運営方法を巡る対立を理由に契約解除を主張したが、裁判所は契約違反を認めず、一度譲渡された特許権は合弁会社に帰属すると判断した。これは、事業承継、特にM&AやJVにおいては、知的財産の帰属や契約解除時の取り扱いについて、極めて明確かつ詳細な契約条項が不可欠であることを示している。

### 3.4. 相続に伴う知的財産権承継の課題

家族経営企業では、知的財産権が創業者個人の名義のままになっていることが多く、相続発生時に深刻な問題を引き起こす。家族経営の事業において、家族関係の破綻が商標権を巡る紛争に発展するケースがある。知財高裁 令和3年(ネ)第10096号では、夫婦関係が破綻した後も同一の画廊を交互に使用して営業を継続していた元夫婦間の紛争である。夫は妻の営業を妨害し、妻も対抗措置を取るなど、双方が激しく対立する中で、互いが保有する商標権に基づき相手方の使用差止めを求めて提訴した。裁判所は、当事者らが同一の事業場所を共有し、相互に営業を妨げない義務を負うという特異な関係性を指摘した。その上で、本件における商標権に基づく差止請求は、実質的には相手方への営業妨害や攻撃を目的とするものに他ならないと評価し、双方の請求を権利の濫用として退けた。この事例は、家族関係の破綻が商標権の正常な行使を阻害し、事業運営に深刻な影響を与える可能性を示している。

相続に伴う知的財産権の問題点を克明に示したのが、事業承継を巡る東京地裁 平成23年(ワ)第23673号 損害賠償等請求事件である。この事件では、創業者C氏が保有していた価値の高い米国特許権が、遺言執行者である妻Bによって意図的に相続財産目録から隠蔽された。C氏の養子であった原告Aは、遺留分減殺請求訴訟を通じて特許権の存在を突き止め、最終的に自己の持分に応じた実施許諾料（1,731万円）の支払いを被告会社に命じさせることに成功した。しかし、権利を確定するまでにC氏の死後10年以上の歳月と多大な訴訟費用を要した。

この事例は個人名義の知的財産権が相続財産となり遺産分割の対象となること、事業の後継者と他の相続人との間で権利が共有状態となり、事業運営に支障をきたすリスクを浮き彫りにしている。知的財産という無形資産の価値評価の困難さや意図的な隠蔽のリスクも示唆しており、生前の対策（法人への権利移転、遺言による承継者の明確化など）の重要性を強く示唆している。

## 4. 考察

### 4.1. 事業承継紛争の構造的特徴

以上、知的財産権に関する裁判と事業承継に関する事例を分析した。その結果、事業承継において知的財産権が伝統的な課題であった租税問題と同等以上に重要な法的争点となっていることが明らかになった。裁判例の分析から、事業承継における知的財産権問題には以下の4つの構造的特徴が存在することが明らかになった。

第1に商標権問題の顕在化である。商標権は企

業の「のれん」やブランド価値を直接的に体现する権利であり、事業承継時に最も紛争化しやすい知的財産権と言える。特に、承継過程における権利の空白期間や管理体制の不備が、第三者による権利侵害や先取り出願の機会を提供している。

第2に特許権承継の複雑性である。特許権はその技術的内容の理解と権利範囲の正確な把握が困難である上、ライセンス関係や共有関係が複雑に絡む場合、承継の法的構造は一層複雑化する。また、特許権の価値評価も市場性や技術的優位性の判断を要するため、事業承継における適切な取り扱いを困難にしている。

第3に知的財産権の無形性に起因する問題である。有形資産とは異なり、知的財産権は目に見えない資産であるため、事業承継計画の立案時にその存在が見落とされやすく、承継後の管理体制も不十分になりがちである。

第4に時代的変化の影響である。近年のブランド価値重視の経営や技術革新の加速により、事業における知的財産権の重要性はますます高まっている。それに伴い、事業承継時における知的財産権の取り扱いも複雑化しており、平成20年代（2008年）以降の裁判例の増加は、この傾向を如実に反映していると考えられる。

#### 4.2. 制度的課題と実務への示唆

現行の知的財産制度は、必ずしも事業承継という観点から最適化されている訳ではない。特に、商標の先願主義は、令和5年(行ケ)第10087号事件のように、長年使用されてきたブランドの実情を看過し、第三者による権利取得を許すリスクを内包する。

実務的には、事業承継計画の立案段階から知的財産の専門家を関与させることが極めて重要であろう。具体的には、①知的財産権の棚卸しと権利関係の整理（特に個人名義の権利の洗い出し）、②未登録知的財産の権利化、③契約書における知的財産条項の精査、④承継後の競業避止義務の明確化、⑤関係者間の合意形成と書面化といった体系的な検討をすることが、紛争を未然に防ぎ、企業価値を円滑に承継するための鍵となる。

複雑な知的財産権の継承に関する問題に対処するための1つの手段が、知的財産権の「見える化」と権利関係の整理であると思われる。平成26年(ワ)第20279号事件や平成23年(ワ)第23673号事件が示すように、権利が個人に帰属しているのか法人に帰属しているのかを明確にしなければ、承継後に深刻な紛争を招くが、状況の可視化をすることは、複雑な状況の整理に有効であると思われる。

#### 4.3. 本研究の限界と今後の課題

本研究では主として首都圏や関西圏の裁判所における事例を分析対象としたが、地方における事業承継時の知的財産権問題については十分な検討ができない。地方の中小企業では、知的財産権の出願・登録自体が行われていない場合も多く、事業承継時にその重要性が認識されていない可能性がある。今後、中小企業の知的財産活用が進展するにつれて、地方においても同様の紛争が増加することが予想される。

本稿では特許権と商標権を中心に分析したが、今後は意匠権や著作権、営業秘密といった他の知的財産についても同様の分析が必要である。さらに、相続やM&A、国際的な事業承継など、承継の形態に応じたより詳細な類型分析も重要な研究課題である。今後は本研究を拡張し、中小企業の円滑な事業承継を支援するための、より具体的で実効性のある提言を行いたい。

#### 参考文献

- [1] 帝国データバンク、全国「社長年齢」分析調査（2024年），2025年3月25日，<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250325-presidentage2024/>
- [2] 東京商エリサーチ、2024年の全国企業倒産（負債総額1,000万円以上），2025年，[https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1200857\\_1610.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1200857_1610.html)
- [3] 堀越昌和、事業承継の経営学的な研究の方法論に関する一考察——事業承継の本質と課題に関する予備的考察、研究年報 経済学，75(3・4), 175-186 (2017)
- [4] 堀越昌和、同族会社における会社支配の正当性を巡る諸問題：事業承継の本質と課題に関する予備的考察、研究年報 経済学，74(4), 199-212 (2014)
- [5] 堀越昌和、事業承継を巡る今日的課題：事業承継の本質と課題に関する予備的考察、研究年報 経済学，75(1・2), 63-78 (2015)
- [6] 特許庁、知財を切り口とした中小企業の事業承継における支援の在り方に関する調査実証研究の報告書について，1（2021），<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/jigyokesho-shien/jigyokesho-shien.pdf>
- [7] 特許庁、特許行政年次報告書2025年版，83（2025），<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/all.pdf>